

地域活性化のための生涯学習政策の在り方 —自己組織性の視角から—

田 中 美 子

1. 序 地域活性化と生涯学習

巷間よく指摘されるように、「まちづくり」は「ひとづくり」である。筆者の経験によれば、まちづくりのどの先進事例においても遭遇するのは、「あの人気がいたからここまでできた」という言葉である。そういうキーパスンは、多くの場合、広義の生涯学習 (lifelong learning) を指向する人々によって生まれ、地域活性化の可能性を秘めている。その意味で、地域は可塑性 (plasticity) を有し、再生も可能である。換言すれば、地域の活性化には人材の養成が不可欠である。そのような地域の活性化を担う人材が力をつけるためにはどのような学習プログラムや支援が必要であろうか。「学び」の意義は多様であるが、社会活動を始めたり、起業したりするため特に有効なステップであることが、従来必ずしも充分に意識されていなかったのではないか。すなわち、生涯学習政策の評価と学習の成果を活用する政策への転換が求められている。

本稿では、まず生涯学習について理論的に考察し、そのコアにあたる社会教育の歴史について概観する。その上で、特に地方都市における女性の起業や社会参画などを対象とし⁽¹⁾、①「学び」から行動に一歩踏み出した事例のヒアリング調査、及び②全国の生涯学習関連施設等を対象としたアンケート調査から、まちづくりを担う女性の活動の活性化はいかにして可能であるのか、そのための必要な条件と阻害要因について、整理する。

(1) 本稿の後段3. は、平成15年度文部省委嘱研究「地方都市再生のための人材基盤整備に関する研究」において、筆者が研究委員として執筆した章を大幅に加筆修正したものである。

最後に、地方自治法の改正による指定管理者制度の法制化も含め、学習成果を評価し、還元していくための現状の問題点を抽出し、今後の課題として発展的な学習プログラムについて政策提言したい。

1. 生涯学習と地域活性化

生涯学習とは、生まれてから一生涯を通じて行われる学習で、家庭教育・社会教育・学校教育が統合（integration）された概念である。このうち社会教育は公民館などで生涯学習を語るときの中心的位置にあるが、議論は多い。学社連携から学社融合へ、学校開放の在り方、社会教育法改正による家庭教育への行政の介入（子育て支援など）、高等教育機関と地域との連携など、広範な領域にわたる。

1.1 学習ネットワーキングにおける「可塑性」の3レベル

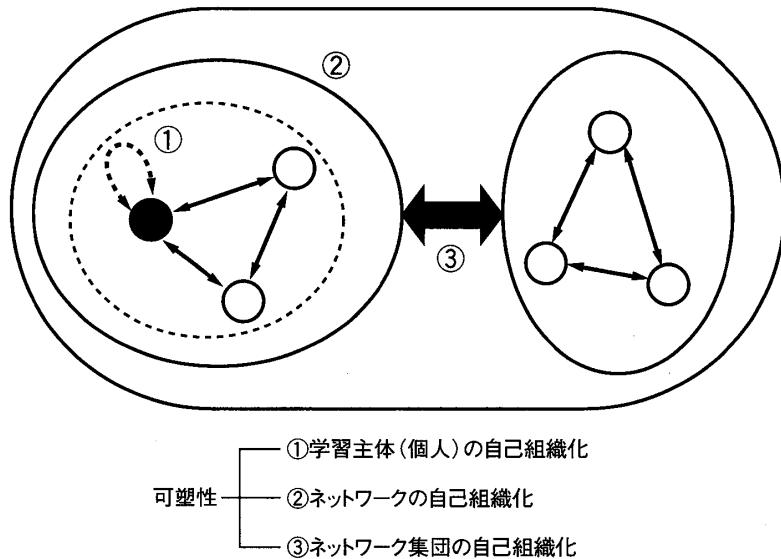
心理学的な意味での「学習」には「教唆的学習」（supervised learning）と「非教唆的学習」（unsupervised learning）があるとされている。神経回路のレベルまで自己組織化までレベルをミクロにしていくと、ヘップ（D. O. Febb）によって提唱された学習則⁽²⁾にたどりつく。ヘップ則の基本は、「ニューロンAからニューロンBに向かうシナプス結合は、AとBのアクティビティが同時に生じたときに形成される。また既に結合が存在するときにはそのシナプス結合における伝達効率がさらに上昇する」というものである。すなわち、生体は、ある条件や状況のもとで、自らにとってより上位のフェーズ、あるいはより機能的・効率的・快適な状況に構造を創り変えていく機能を有する。例えば人間の脳はある一部が欠損すると、他の部分で欠落した機能を補足しようと働いたり、別の部分が補ったりする。これが記憶や学習の基礎にある「脳の可塑性」といわれるものである。

このように、外界との相互作用に依存しながら形成していく構造、すなわち「経験に依存した自己組織化」は、機能と構造が相互に密接な関係をもつ生体に特徴的な「構造機能連関」の一例なのである。これは、自らが経験なり知覚なりによって学習するという意味で、「非教唆的学習」（unsupervised learning）であると言える。つまり、学習とは情報の秩序化である。

(2) D. O. Hebb, *The Organization of Behavior* (Wiley, 1949).

神経回路から脳へ、更に個体としての人間へとレベルを広げていけば、このような「可塑性」の3つのレベルが指摘できる⁽³⁾(図1)。①生涯学習論で最小の単位である人間、学習主体(個人)内部の自己組織化、②ネットワーク集団の可塑性、③ネットワーク集団間のネットワーク化、の3レベルである。

図1 学習ネットワーキングにおける可塑性の3つのレベル



(出所) 拙稿「生涯学習ネットワーク化への挑戦」ぎょうせい, p.139, 1990.

ハヴィガーストの提唱した「発達課題」は、人間の各ライフステージにおける諸問題とその解決に向けての学習の必要性を示唆している。その意味では、学習主体である個人が、学習によって自己組織化を図る（この「自己組織化」の能力が高い主体が、「可塑性」の高い主体である）ことが生涯学習の原点であるが、近年の少子高齢化社会にあっては、単に同世代が抱える諸問題に向けての学習だけでなく、多世代交流による体験学習などの重要性も指摘しておかなければならぬ。

1.2 地方自治体における生涯学習とイメージ

今、我が国の各地における生涯学習の推進は、本格的な次元に到達しつつあるかの如くである。生涯学習が住民のものとなり（その過程については次節2.で詳述する）、それが起爆剤となって、豊かで活力のある社会が創出されていく道程となつ

(3) 拙稿「生涯学習ネットワーク化への挑戦」ぎょうせい, p.139, 1990.

ているのである。言うなれば、生涯学習に自治体の生命を託する地域が増大してきたのである。言うまでもないことであるが、生涯学習の推進は教育部署の関係者たちのみで実現できるものではない。行政全部局のテーマであり、従前からの部局ごとの取組みを克服してこそ、具現されるものである。総合行政としての新たな取組みによってのみ、達成し得ることである。全部局の行政部局が生涯学習性⁽⁴⁾をもち、その総合的な推進こそが、各地域の課題となっている。例えば、全国に先駆けて「生涯学習都市宣言」をした静岡県掛川市では、「生涯学習のまち」というイメージを対外的にもたれ、そのことを住民も誇りに思っている。

また、長野県飯田市では、サントリー地域文化賞、国土庁長官賞、モービル児童文化賞など数々の賞を受賞した「いいだ人形劇フェスタ」を総合計画の5大プロジェクト、「世界に輝く飯田の個性」として位置付けた。このイベントは既に四半世紀続いている。このまちでは「人形劇のまち」というイメージで活性化している⁽⁵⁾。飯田市の場合、元来人形浄瑠璃など伝統的資源が豊富な上、生涯学習活動が盛んであった。この国際的イベントが総合計画にオーソライズされることによって、1978年の第1回には教育委員会社会教育課の社会教育係のみが担当していたイベントが、都市計画課では人形劇のオブジェや人形劇場を、職員はこのイベントの研修を受け、また情報担当部署では人形劇に関わる情報を世界に発信するまでになった。

この飯田市の事例は、実行委員会方式で行政や人形劇人、市民が積極的に参画することによって、また全府的な取組みがなされることによって、「人形劇のまち」という地域アイデンティティが自己組織性 (self-organization)⁽⁶⁾を含有しながら確

(4) 例えば、2000年に施行された国土交通省「交通バリアフリー法」に基づき、筆者は「市川市交通バリアフリー基本構想策定協議会」会長を務めたが、基本構想では、単にハードを整備すればよいのではなく、「心のバリアフリー」を生涯学習的観点から進めることを強調した。

(5) 拙著『地域のイメージ・ダイナミクス』技報堂出版pp.86-103, 1997. 地域イメージのデザインについてはP. Kotler, D. H. Haider, Rein, *Marketing Places*, The FreePress, pp.139-161, 1993.

(6) 自己組織性とは、今田高俊（『自己組織性－社会理論の復活』創文社,1986）によれば、「システムが環境との相互作用を営みつつ、自らの手で自らの構造をつくり変えていく性質を総称する概念」である。

立し、発展していった好例である。このイメージ形成過程（これを「イメージ・ダイナミクスモデル」と呼ぶ）を記述したものが図2である（図2）⁽⁷⁾。

図2

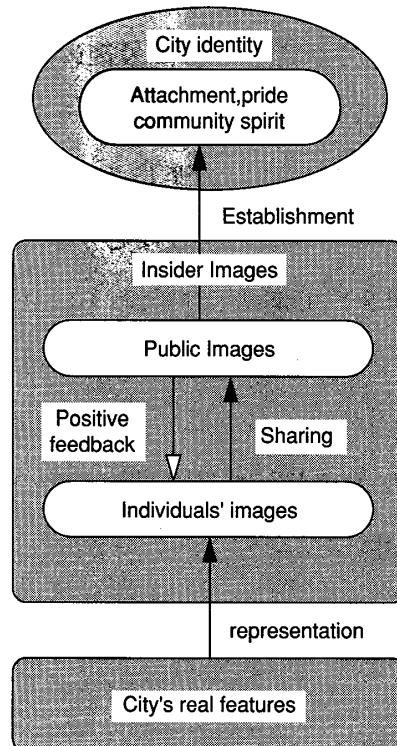


Figure 1

S. Tanaka, Y. Tanaka, Model of public city image formation based on a positive feedback mechanism, *Complexity and Diversity*, pp.199-201, Springer, 1997.

1.3 「構造」から「機能」へ、「機能」から「意味充実」へ

生涯学習の推進にとって大切な方策のひとつが、生涯学習関連施設の拡充および増設であり、実際多くの自治体において諸施設の整備が進められてきた。したがって「構造」の部分はある程度充実してきた。

しかしながら、単に施設を整備するだけの「施設先行型計画」はその限界を露呈し、バブル経済が崩壊してからは特に、大型施設維持費の負担に苦しむだけでなく、住民からも批判にさらされることになりかねない。近年の財政難や長引く平成不況によって、生涯学習関連施設の受益者負担や、埼玉県の新座市・朝霞市・志木市・

(7) J. Portugali, *Self-Organization and the City*, Springer, 1999.

和光市の4市で施設を広域的に連携するなどのように、自治体は新たな方策を探っていく必要がある。すなわち、諸施設を効率的に有効に活用していくための「機能」が求められる。例えば、社会教育主事などの専門職員の公民館など各施設への配置、学習サークルや社会教育団体が使いやすいような工夫、情報提供や学習相談などである。「機能」がある程度満たされたならば、最後に求められるのが「意味の充実」である。学習講座の企画の段階からNPOや学習ボランティア、住民に参加してもらうことによって、生涯学習をすることの楽しさ、生きがい、自己実現、あるいは地域社会の課題解決に携わることによる喜びなどが生まれる。これが、ここでいうところの「意味の充実」(図3)である。すなわち、住民の文化活動がまず自主的に推進され、イメージが共有されると「われわれ感情」(we-feeling)という連帯感が醸成される。これを行政が緩やかな形で支援し(場の提供など)、地域アイデンティティが確立されると、実態として都市景観やそのまちに本当の意味で必要な施設の整備が進むという構図である。

こうして生涯学習の段階が進むにつれ、「意味の充実」まで学習者の意識が成熟してくると、「自己実現」中心型と「社会還元」中心型に分かれる。以下ではそのことについて論ずる。

図3

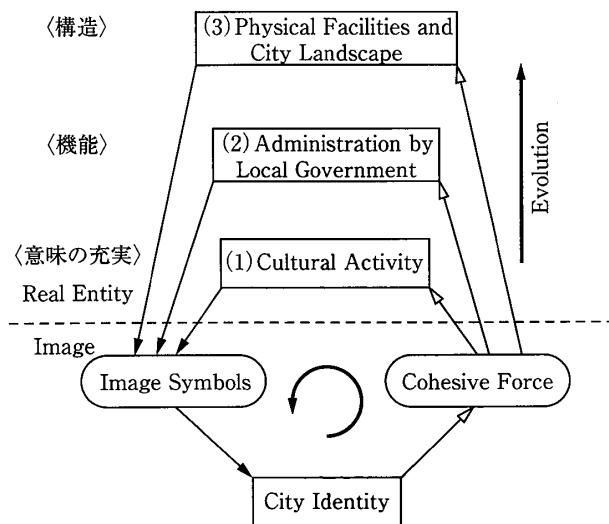


Figure 3. Hierarchical evolution of cities based on image-mediated planning

Feedforward and feedback effects are indicated by the arrows with filled and open arrowheads, respectively.

Y. Tanaka, S. Tanaka, Positive Feedback Model for City Vitalization, *International Journal of Japanese Sociology*, Vol.5, p.133, 1996.

1.4 自己実現型か社会還元型か

上記1.3で述べたように、生涯学習には大きく分けて2つのタイプがある。

その第1は趣味・教養のため公民館や民間のカルチャーセンターに通うなど「自己実現型」の学習、その第2は学んだことを地域や社会に活かす「社会還元型」の学習である。この学びの2つのタイプは必ずしも二律背反なものではなく、時間軸の中で自己実現を目的として学んだことを社会に還元することに喜びや生きがいを感じたり、社会で活動していくうちに、さらなる「学び」の必要性に気づいたり、と螺旋状に円環的連鎖によるポジティブ・フィードバックによって発展していく場合も大いにある。

この「学習スパイラル」が地域活性化に重要なのであるが、本稿で焦点を当てるのは、後者、すなわち地方を再生するための「社会還元型」の学習であり、ここに公的な財源、税金を生涯学習に投じる意義が発生する。すなわち、「ひとづくり」が「まちづくり」につながる所以である。

すなわち、前述した①学習主体内部の自己組織化が「自己実現型」の学習を経て、②講座修了者が自発的に学習サークルやNPOを立ち上げたり（ネットワーク集団の可塑性）、③そうした学習サークルやNPOが集団間で情報交換したりすることによって（ネットワーク集団のネットワーク化）「社会還元型」の学習へと発展していく可能性が秘められているということである。

2. 社会教育から生涯学習へ

従来生涯学習と社会教育は同一視されがちであり、「生涯学習」の理念が定着するまでは、自治体においても、それまでの「社会教育課」がそのまま「生涯学習課」、あるいは「生涯学習振興課」のように、まるでCIのごとく名称のみ変更した地域が数多くあり、現場は「生涯学習振興法」（1990年、2.6参照）が施行されてかなり混乱や戸惑いがあったようである。筆者も数多くの自治体から、総合計画策定の段階での「生涯学習」における「社会教育」の位置付けについて問い合わせを受けた。

ここでは、生涯学習の根幹となる社会教育の歴史から現在までの動向を、国際的な視点も交えて概観する。

2.1 社会教育行政の成立

学校教育以外の社会における教育を意味する「社会教育」という言葉は、明治の頃から使われてきた。山名次郎の『社会教育論』（明治25年、1892年）は、「社会教育」の名を冠して書かれた書物として有名である。しかし、当時の政府は、専ら通俗教育の名で図書館、博物館、講演会などの施策を展開し、明治44年（1911年）には通俗教育調査委員会を設置してその振興を図った。その背景には、社会問題の深刻化、社会主義思想の台頭などへの対応がある。

旧文部省（現文部科学省、以下文部省）が積極的に「社会教育」の名称を用いるようになるのは、大正8年（1919年）、通俗教育を主管する文部省普通学務局第4課が新設され、欧米の教育事情を視察して帰国した乗杉嘉寿が課長となって以後のことである⁽⁸⁾。そこには、国や村、家だけでなく、見知らぬ人々も含めた社会を意識し、連帶することの必要性への着目が見られる。近代化・合理化が課題とされ、「教育の社会化」「社会の教育化」が強調され、学校を開かれたものにすることも促された⁽⁹⁾。文部省の直轄学校における公開講座も始まり、大正12年（1923年）からは、成人教育講座として府県で開設されることになった。翌大正13年（1924年）には、第4課は正式に社会教育課となっている。普通選挙権への要求が強まった時代で、それへの対応もあって公民教育が推進され、成人教育講座ではこれを必ず扱うこととした。

この頃はイギリスにおいても、第1次世界大戦後の復興と関連付けた再建省成人教育委員会の最終報告書が出され（1919年）、成人教育規定が制定されて（1924年）、大学や労働者教育協会などを中心として成人教育への取組みが大きく前進している。全米教育協会にも成人教育部が設置された。これらの動向について、文部省は情報の収集に努めた。

民間における社会教育活動は、明治期における自由民権運動と関連した私塾など多くのものがあるが、大正10年（1921年）から信州上田で始まり、他の地域にまで広がった自由大学が注目される。新進の評論家土田杏村を中心となり、多くの研究

(8) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局、1968年、国立教育研究所『日本近代教育百年史』第7巻、第8巻、1974年、碓井正久編『日本社会教育発達史』亜紀書房、1980年。

(9) 学校開放は21世紀になった今でも大きな課題である。

者が関わって系統的な学習が展開され、農民、養蚕家、教員たちが参加した。一方、都市部では、大正期後半には労働組合、協調会、YMCAなどによって、労働学校が開かれ、労働や経済に関連した学習が行われた。

2.2 戦時体制と社会教育

昭和4年（1929年）には、文部省に社会教育局が設立されたが、この年の世界恐慌は日本経済にも大きな打撃を与えた。凶作もあって、農村恐慌は、餓死者や身売りをもたらした。このような状況にあって、昭和6年（1931年）には中国東北部で関東軍によって戦争が始まられ、社会教育にもその影響が及ぶのである。既に大正15年（1926年）軍事教育を行う青年訓練所がつくられていたが、デンマークに範をとった国民高等学校など農民教育を行うものの中にも全体主義的な傾向を示すものが現れ、塾風教育が広がる中で、国家主義との結びつきを強めるものが多くなる。労働学校も経済的理由に加えて思想取締りの強化によって、存続が困難になっていく。これに対して文部省は、イギリスのチュートリアル・クラスをモデルに労務者教育を試みている。

太平洋戦争がはじまり、戦時統制が強まる中で、昭和18年（1943年）には社会教育局は教化局に統合され、昭和20年（1945年）には青少年団も学徒隊に編成替えされて、敗戦を迎える。

2.3 新たな社会教育の出発

第2次世界大戦後の社会教育で画期的なことは、公民館の設置など社会教育施設の整備であった。戦前は、社会教育施設が乏しく、戦後、自由な社会教育振興における施設の重要性が強調されるようになる。つまり、この時期は前述した「構造」の部分が満たされていなかったということである。昭和21年（1946年）7月に出された文部省通牒は、町村に公民館を設置し、住民によって選ばれた公民館委員会が運営主体になることを促した⁽¹⁰⁾。民主主義の普及といった課題もあって、各段階の学校による成人対象講座や学級の推進も図られた。

(10) もっとも、新制中学校の建設に追われる町村では、施設抜きで住民組織による活動を公民館と名づける、所謂青空公民館も少なくなかった。

昭和22年（1947年）3月に教育基本法が制定される。その第7条で社会教育について規定し、家庭教育、勤労の場所、その他社会において行われる教育を、国及び地方公共団体が奨励しなければならないとし、施設の設置等を促している。まず、「構造」の整備である。

昭和24年（1949年）6月制定の社会教育法、翌年の図書館法、と法の整備も進み、公民館は市町村が設置することが規定された。昭和26年（1951年）の社会教育法改正で社会教育主事及び社会教育主事補が規定され、戦前の社会教育主事と異なり、命令及び監督をしてはならないとされ、大学で取得する資格も定められた。

戦後しばらくは義務教育後の学校教育を受けることのできない青年も多く、昭和28年（1953年）国は青年学級振興法を制定、市町村の開設する青年学級に補助金を出すことにした。女性の学習も、婦人学級が盛んになり、生活課題や民主化に取り組んだ。これが女性のエンパワーメントの原点であり、換言すればそれまで女性の地位が著しく低かったといえる。

2.4 高度経済成長と社会教育

1950年代半ばには、国策として町村合併が促され、地域に根ざしてきた社会教育団体や公民館にも大きな影響を及ぼすことになる。

昭和34年（1959年）に社会教育法が改正され、従来第13条で禁止されていた社会教育団体への補助金の支出が行われるようになった⁽¹¹⁾。「ノーサポート、ノーコントロール」から、「サポート、ノーコントロール」への移行と言わたが、社会教育団体の自主性を巡って様々な議論があった。

1960年代には高度経済成長期を迎え、産業構造は高度化し、都市化が進んだ。急激な経済発展は、公害や環境破壊を伴い、これらの諸問題に取り組む科学的な学習の必要性も強く意識されるようになる。また、テレビの普及、自由な遊び場の喪失、進学に向けての学習増加などもあって、外遊びの減少など子どもの生活にも変化が生じ、消費ブームや価値観の変動のもと、昭和39年（1964年）には戦後非行の第2のピークと呼ばれる現象が生起した。この年から文部省は、家庭教育学級の開設に

(11) 近年は逼迫した予算の中、市区町村から社会教育団体への補助金はなくなったり、減額されたりしている自治体が少なくない。

補助金を交付するようになった。

時代は異なるが、最近の少年犯罪や子どもの居場所づくりという点では古くて新しい問題であることが再認識できる。

2.5 生涯教育概念の導入

昭和40年（1965年）ユネスコにおいて生涯教育の概念が提唱され、我が国でもこれが昭和42年（1967年）にユネスコ国内委員会によって「社会教育の新しい方向」として紹介された。本稿の冒頭で述べたように、生涯教育は学校教育を含む教育改革の理念であるが、社会教育に大きな影響をもたらした。昭和46年（1971年）の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、生涯教育に言及し、人生各時期の社会教育のあり方について述べた。この答申は、従来の社会教育は学校卒業後の人を対象にしていたとして、在学青少年の社会教育を位置付けた。

この年に出された中央教育審議会答申でも、生涯教育の概念を用い、学校教育と社会教育の連携を促した。これが「学社連携」の始まりである。この頃から国公立少年自然の家の建設が始まられ⁽¹²⁾、小中学生の宿泊研修、自然体験学習が促進され、青年の家も高校による利用が多くなった。

昭和50年（1975年）の国際婦人年とその後の「国連婦人の10年」は女性の地位向上、男女平等に向けての学習も活発化した。昭和52年（1977年）には国立婦人教育会館（現在の女性会館）も開館し、全国の女性教育関連施設とのネットワークを構築している。女性のエンパワーメントについては次節で紙面を割いて述べることにする。

高度経済成長による地域の変貌に対し、新たなコミュニティづくりが課題となり、1970年代には自治省が中心となってコミュニティ政策が採られ、社会教育においても地域づくりと関係させての取組みが目立つようになる。これが前述した、「社会還元型」学習の一形態である。また、生涯教育の概念の導入によって、自治体行政

(12) 現在は老朽化した施設が多く、時代の変化から、その意義が問われるようになっている。

としては、教育委員会だけでなく、首長部局の関わりが増してくる⁽¹³⁾。

昭和39年（1964年）に「大学開放の促進について」と題する社会教育審議会の報告が、また昭和56年（1981年）には中央教育審議会答申「生涯教育について」では大学の公開講座や正規学生としての社会人の受け入れが強調された。次第に開放のためのセンターが大学に設置され、「開かれた大学」を目指す方向になる⁽¹⁴⁾。

2.6 生涯学習時代の社会教育

昭和59年（1984年）から昭和62年（1987年）にかけて、4次にわたる答申を出した臨時教育審議会は、「生涯学習体系への移行」など生涯学習概念を用いることで、各省庁の関係する様々な活動が「学習」と重ねて捉えられるようになる。最も大きな影響を与えたのが平成2年（1990年）に制定された「生涯学習の振興のための推進体制等の整備に関する法律」である。これにより都道府県は生涯学習センターを設立するケースが多くなり、都道府県の生涯学習振興基本構想への民間事業の参入も図られるようになった。

そのこともあって、「営利社会教育事業」といった言葉も用いられるようになる。

これまで敢えて民間セクターによる学習機会について触れなかったが、1970年代には朝日カルチャーセンター（1974年に開設）をはじめとするマスコミ系、流通系、百貨店系列のカルチャーセンターの設立ラッシュがあり、またフィットネスクラブなどのスポーツ施設などによって提供される学習機会が増えた。ただ、これらは大都市圏で営利を追求するものであるので、人口の少ない地方では公民館、生涯学習センターがその役割を担ってきた⁽¹⁵⁾。ただし、設立ラッシュは80年代まで、バブル経済崩壊後は民間による学習機会も減少してきている。

また、上記の法律により、生涯「教育」から生涯「学習」という用語が使われるようになったことに注目されたい。ここには、学習者の主体性を強調する意味があ

(13) 東京都豊島区では、平成17年度から生涯学習課が首長部局に移行する。

(14) 拙稿「生涯学習社会における大学の自己組織化と地域活性化」『社会教育』vol.57, pp.14-18, 2002.

(15) 詳細については、拙著『「民」が広げる学習世界』pp.129-162, 2001参照。拙稿「社会教育かカルチャー・スポーツ産業か」『自由時間社会の文化創造』ぎょうせい, pp.261-301, 1993.

る。

当初福祉の分野ではボランティア活動が盛んであったが、阪神淡路大震災後、特にボランティア活動に注目が集まり、社会教育においても、ボランティアの役割がクローズアップされてきた。学習ボランティアなどもNPO法人を取得するなど、平成10年（1998年）に制定された特定非営利活動法により、社会教育など非営利活動を行う団体がNPO法人格をとりやすくなりした。行財政の合理化を図る国は、地方分権、規制緩和を掲げ、その影響は社会教育にも及んで、平成11年（1999年）には公民館運営審議会が必置制から任意設置に変わるなど社会教育法の改正があり、青年学級振興法も廃止された。

国際的には、昭和60年（1985年）のユネスコ主催世界成人教育会議で学習権宣言が出され、平成2年（1990年）が国連による国際識字年と定められたが、地域差が大きく、平成15年（2003年）から始まった「国連識字の10年」における取組みがなされている。

現在、我が国の地方自治体、特に教育行政現場で頭を悩ましているのが、2003年に地方自治法の改正による指定管理者制度の導入である。これまで直営だった公民館や社会教育館には社会教育指導員などが配置されていたが、この制度では、民間が参入可能で、いかに学級・学習講座の質を担保するかが、大きな課題となっている（指定管理者制度については、後述4参照）。

3. 生涯学習による女性のエンパワーメント

ここまで、生涯学習時代の社会教育にいたるまでの歴史を概観してきたが、1975年の国際婦人年、またその後の「国連婦人の10年」も含め、30年近くが経過したことになる。

確かに、男女共同参画型社会の具現化は文部科学省が掲げる「現代的課題」のひとつに挙げられてきた。しかしながら、男女共同参画基本法が策定されても、人々の意識が変わらない限り、現状では真の意味での男女共同機会（equal opportunity）が十分に達成されているとは言いがたい。

本節では、文部科学省から委嘱を受けて研究した、特に女性に焦点を当てM字型就業構造の中での人材の発掘、またそのための学習システムづくりや施策の展開に

ついて、その解を探る。地方都市再生のための人づくりとして、「学び」から行動に踏み出した事例を抽出し、そのためにはどのような学習プログラムや支援が必要であるか。そこで、全国の地方都市の学習施設等を対象としたアンケート結果や、その中から得られた社会活動や起業などを始めたグループや個人へのヒアリングを実施した。

3.1 研究の方法と概要

(1)質問紙調査

本研究においては、学識経験者だけでなく、現場で男女共同参画社会を目指している館長やジャーナリストなどで研究委員会を構成し、調査対象とする公民館、生涯学習関連施設、女性関連施設⁽¹⁶⁾、NPO法人団体に対して調査票を直接郵送し、担当者に記入を依頼した。このアンケートは、定量調査として分析することよりは、全国で生涯学習の講座等によって、起業、あるいは社会参画をした人材が育成されたか、事例の抽出を主たる目的としたものである⁽¹⁷⁾。

- 調査期間 2003年12月1日～12月19日
- 回収数 500団体のうち291施設（回収率58.2%，表1）
- 調査項目
 - ①地域の人材育成のための学級・講座開催の有無
 - ②社会活動や起業を狙いとした学級・講座開催の有無
 - ③施設の講座や機能を利用して社会活動や起業した女性の有無
 - ④上記③で「いる」場合、追跡調査の有無
 - ⑤上記③で「いる」場合、女性のプロフィールと活動分野
 - ⑥他施設との連携
 - ⑦社会活動や起業をした地域の女性を講師とした学級・講座開催の有無
 - ⑧女性の人材育成に関する課題

(16) 近年、「女性センター」などの施設は「男女共同参画センター」などと名称が変更されているケースが多い。

(17) 本調査結果の詳細については、平成15年度文部科学省委嘱事業「地方都市再生のための人材基盤整備に関する調査研究」報告書、pp.9～20、参照。

表1 回収数

調査対象	配布数	回答数	回収率
公民館	335	161	48.1%
生涯学習関連施設	63	56	88.9%
女性関連施設	87	70	80.5%
NPO法人団体	15	4	26.7%
全 体	500	291	58.2%

(2)現地ヒアリング調査

上記のアンケート調査結果を踏まえて全国で46事例を抽出し、生涯学習施設と女性関連施設等を利用する契機や活動内容を把握するため、ヒアリング調査を実施した。ここから主として女性が学習講座修了後、どのような行動を採択したか、モデルを考察することを狙いとした。

3.2 生涯学習施設等を対象としたアンケート調査、事例調査結果の分析

(1)人材育成に力を入れる女性関連施設

まちづくりを狙う女性の活動の活性化に対して、生涯学習がどのように有効であるか、またどのような生涯学習のあり方が望まれるかを明らかにすることを目的としたアンケート調査では、全体的に、人材育成に関わるどの項目も女性関連施設が最も熱心であるという傾向がみられた。例えば今までに人材育成のための学級・講座の実施がなされたかという状況についてでは、女性関連施設が最も多く84.3%であり、次いで生涯学習関連施設が71.4%，公民館では62.7%であった。

講座の分野別実施数をみても、公民館では「家庭教育・家庭生活」、「趣味・けいこごと」、生涯学習関連施設では、「市民意識」、女性関連施設では、「現代的課題」が最も多く、「職業教育・技術」も実施されていることから、女性関連施設では指導者となる人材の育成や男女共同参画型社会の実現を意識していることがうかがわれる。また、完全ではないが受講者の側のそれぞれの施設への意識も推察できる。

社会活動や起業を狙いとした学級・講座の実施状況でも、女性関連施設が最も多く4館に3館の割合であり、ほとんどの女性関連施設は本研究で意図する女性の社会活動や起業の支援を行っている（表2）。

表2. 社会活動や起業を狙いとした学級・講座開催の有無

	公民館	生涯学習関連施設	女性関連施設
はい	47 (46.5%)	24 (60.0%)	44 (74.6%)
いいえ	45 (44.6%)	13 (32.5%)	11 (18.6%)
無回答	9 (8.9%)	3 (7.5%)	4 (6.8%)

ちなみに生涯学習関連施設は6割、公民館は半数に満たなかった。さらに、学級・講座修了後、社会活動や起業をした女性の有無は上記の社会活動や起業を狙いとした学級・講座の実施状況に比例して強く表れており、女性関連施設では、42.9%が「いる」と回答している。この数字は公民館の3倍弱、生涯学習関連施設の2倍に達している。女性関連施設での講座修了後の追跡調査の人数は54.8%と、学級・講座の成果を意識していることが顕著にみてとれる。

実際、公民館では「女性を特に意識した講座は行っていない」、「結果的に女性が多かった」という回答があり、「女性関連施設があるため」その連携の存在を伺わせるものもあった。勿論、施設ごとに設置目的が異なるわけであるが、現状では、女性関連施設が最も地域のための人づくりの役割を担っているということができる。

ただ、他施設との連携については、生涯学習関連施設が最も多く、当該施設が地域の生涯学習の拠点として機能しているといえよう。

(2)施設サイドからみた課題

—後継者不足、継続性、男女共同参画への意識—

各施設から課題として共通に挙がったのは、「後継者不足」であり、具体的には「参加者の確保」「30~40歳代の人材の確保ができない」「中高年層が多く、若い世代に広がらない」などであった。また、「継続性」、「地域ネットワーク化」「他機関との連携」も各施設に共通な課題として挙げられた。

行政機関では、担当者が数年以内に変わることも、ノウハウの蓄積につながらな

い要因と考えられる。

施設別にみると、公民館では「趣味けいこごとが中心で、サークル感覚である」「活動へのサポートするノウハウがわからない」「継続的学級・講座の開催が難しい」などで、上記(1)の傾向を裏付ける結果となっている。すなわち、「自己実現型」が現状では多いと考えられ、これは全国世論調査⁽¹⁸⁾で示された「趣味・教養」が最も多いという傾向と同様である。

生涯学習関連施設では、「一部の人材ではなく、地域の人材を登用するシステムが急務である」「講師としての活用など部分的には実施しているが、システムの構築ができていない」など、やはり地域の生涯学習の中核を担う施設として、人材育成のシステムづくりの必要性を感じている。

特に社会活動や起業をはじめた女性の多い、上記のように熱心な女性関連施設から挙げられた課題では、「女性の人材育成に対する男性の理解不足」が注目される。これは、男女共同参画基本法が施行されても、「意識」の部分がまだ不十分であることを示唆する。また、追跡調査をしている人数も多い施設だからこそ（表3）,

表3 追跡調査を行っている施設における平均人数

	公民館	生涯学習関連施設	女性関連施設
平均人数	16.9人	34.8人	54.8人

学びを地域に還元するにはサポートが必要であるが、「人を育てる側の理解と支援は難しい」、「学級・講座の実施後、その参加者たちをどう次のステップにつなげるか、自ら活動を始めるようにしたらいいのか」、「受講者の確保とセミナー修了後、実践活動へ如何に結びつけるか」など、特に修了後の追跡調査を実施する女性関連施設では、「活動のネットワーク支援のあり方など継続的な支援」が課題であることを認識しており、フォローアップとサポートの体制の困難さを痛感しているのであろう。

(18) 総理府「生涯学習に関する世論調査」1999年。

表3 修了後、社会活動や起業をした女性の有無

	公民館	生涯学習関連施設	女性関連施設
い る	25 (15.5)	12 (21.4)	30 (42.9)
追跡調査している	9 (36.0)	6 (50.0)	13 (43.3)
追跡調査していない	12 (48.0)	5 (41.7)	14 (46.7)
無回答	4 (16.0)	1 (8.3)	3 (10.0)
い ない	50 (31.1)	9 (16.1)	8 (11.4)
わからぬ	72 (44.7)	25 (44.6)	28 (40.0)
無回答	14 (8.7)	10 (17.9)	4 (5.7)
合 計	161 (100%)	56 (100%)	70 (100%)

社会活動や起業を始めた女性を講師とした学級・講座の開催したことがあるのは、女性関連施設ではほとんどすべて（95.7%）で実施されており、生涯学習関連施設の約4割、公民館の16.0%という回答をみても、女性関連施設では「学習成果の還元」を意識しており、講師の体験談によってエンパワーメントされる可能性が高いことが有効な方法であることが示唆される。

(3)受講者、女性サイドの課題、社会から要請される人材育成

—学習者の生涯学習への成熟度—

生涯学習関連施設からは、女性の「受身でなく自主的に“学ぶ”こと」が挙げられた。これは、受講者の学習や社会参加への意欲、起業への意欲が自発的でない場合があることを示唆し、「学習に対する意識の成熟度」によって学級・講座を企画する必要性があるということではないだろうか。また活動グループの排他性や、若年層が参加できない、メンバーが固定しがちであることも指摘される点である。

「長期に知識や技術を習得する機会に参加するための支援制度（休業補償制度など）が整っていない」という声も聞かれた。長引く平成不況の中で、特に地方では雇用の機会が大都市圏に比べて少なく、前述の「男女共同参画への意識」も大都市圏に比べ理解が得られないという社会の現状の問題もある。さらに、出産・育児を機に家庭と仕事の両立は不可能、という思いから1度仕事を辞めると社会との接点が子育て期には少なくなってしまう。ヒアリング事例の殆どが、子育て中の女性は、

社会に再び出たいという思いを抱きながらも「どうせ主婦だから」と自分を低く評価する（事例「女性と仕事を考えるにこぼむの会」より）自己肯定感の低い傾向がみられた。

こうした要因が複雑に絡み合って、女性の就労のM字型構造をなかなか解消できないのではないか。ただ、換言すれば、企業に就労している層よりも、学習意欲が強く問題意識をもった、地域密着型で潜在的能力をもつ人材が発掘できるという見方もできる。

3.3 地方都市再生のための人材基盤整備の方策

—「受講者側の意識の成熟度」に応じた学級・講座の開催—

ここでは、前述のアンケート結果や、その中から得られた社会活動や起業などを始めたグループ・個人へのヒアリング事例をもとに、まちづくりを担う女性の活動の活性化のための必要な条件と阻害要因について整理し、地域の自己組織化を促す環境整備方策について探る。また、男女共同参画社会具現化、地方都市再生のための人材基盤整備の方策のキーポイントを整理する。意識の低い女性へのエンパワーメント、多くの事例にみられるような、自己肯定感に乏しく、ともすれば卑屈になっている場合、また一方で非常に意欲的に社会参画や起業を意識している場合など、受講者の意識は分散が大きい。従って公民館、生涯学習関連施設、女性関連施設など学習機会の供給サイドでは「受講者側の意識の成熟度」に応じた学級・講座の開催を意識することが地域活性化の原動力につながると考えられる。

①学級・講座開催修了後の受講生の意欲をサポートする体制

- ・ 今回の調査研究で明らかになったことは、M字型就労構造で仕事を辞めた女性は、実は学びの契機を求めているということである。専業主婦の女性たちは、家事・育児に追われる日々の中で悶々とした気持ちを持ちながら、「社会における自分自身の存在やつながり」を求めている。ヒアリングで多くの女性に、社会活動をはじめたり起業をしたりしたきっかけを聞くと、「たまたま新聞で、講座が開かれることを知った。ずっと男女共同参画に興味があった」、「知り合いが、講座が開催されることを教えてくれた」という事例があった。また自ら講座を求め、

情報を得ようと施設に訪れたりしている女性もいた。

- ・ 受講後も、フォローアップしてくれる担当者は必要である。フォローアップの内容は、金銭的な援助だけではなく、実は活動に関して相談にのってもらうことがとても重要であり、一番求められていることでもある。受講後、施設と縁が切れてしまうことで、また情報のない生活に戻ってしまうこともある。うまくステップアップして、次の活動の場を見つけられるといいが、そうでない場合、情報が欲しいと思っている女性も多い。地域活性化のための人材育成を意識した学級・講座の開設とその追跡調査、フォローアップの重要性が確認された。

②ネットワーク機能&インキュベータ機能

- ・ 公民館、生涯学習関連施設、女性関連施設が連携し、地方再生のためのインキュベータ機能を有することが重要である。
- ・ 一方、仕事や地域活動をしている女性は、自分のキャパシティーを広げるため、キャリアアップのため、また職場と自宅の往復の毎日ではなく、何か刺激を求めて、学級や講座に参加している。講座に参加して、「今まで、PTAの役員や地域の役員もしていたので、私は何でも知っていると思っていた。でも受講して、私にはまだまだたくさん知らないことがあります、また沢山の人と出会い、意見を交換する中で、いろいろな考えがあることに改めて気付いた」という女性もいた。自分の生活に、新しい風を入れることで視点が広がることもある。

③コーディネート機能の重要性

- ・ ほとんどの事例でみられたのが、「学びたい」受講者の意識とそれを供給する側の行政および職員の企画する講座のミスマッチである。受講する側にとって、魅力ある講座とはニーズのある講座である。そのためには、どのような講座が今求められているのか、年代層や生活背景まで考慮しリサーチすることが重要である。例えば、30歳代～40歳代の女性は、「子育て」に関して興味あり、参加しやすいような講座の設定が必要である。保育付きであるとか、または子どもが学校に行っている昼間の時間帯や、配偶者がいる休日の開催など工夫することで、若い世代の参加も得られるのではないだろうか。今回の調査で「家庭教育・家庭生活」に関する講座の開催が多いことは、子育て支援のグループが生まれ、託児付きの講座の開催時、連携することで、学びの還元としても活用ができる可能性を

示唆する。また仕事を持つ女性の場合は、夕方の時間帯や休日に開催するなどの配慮も必要である。ひとつひとつの講座のターゲットとする女性の生活背景も考慮し講座を組むことで、新しい人材の発掘にもつながる。

- ・ 多元的な価値観をもつ現在、押し付けでない、自主的な「学び」を提供する場としての生涯学習関連施設、講座の開設が不可欠であり、学習したい人とそれを還元してもらいたい人のコーディネート機能が今後一層重要になってくると考えられる。
- ・ 「同じ講座修了生の受講後の状況を聞くことで、自身の励みになる」という意見も聞かれた。そのためには、継続性のあるステップアップした講座の開催や、個々の成長に合わせた講座のコーディネートも必要であると思われる。また、受講後の修了生の「その後」を把握することが、次の新しい人材育成をするうえで重要な資料となる。

④男女共同参画型社会の具現に向けての企業を含む意識醸成

- ・ 先進事例では、学習グループ・サークル、NPO、起業家、個人のどのタイプにおいても女性のM字型の就労構造が共通にみられた。また特に地方都市での、女性が活動することへの偏見がみられる。やはり、男女共同参画型社会のための法律整備はできても、意識がなかなか変わらないという現状がヒアリング調査で得られた。合意形成に時間がかかるのはいうまでもないが、企業、家族、そして地域社会のバックアップが肝要である。

⑤女性を育てる担当者とノウハウの蓄積

- ・ 女性を育てる担当者は女性関連施設でも1割強と少ない。
- ・ 本研究で得られた先進事例を参考に、全国的に地方再生の担い手としての女性の社会活動、起業を支援する土壌ができることが望ましいが、残念なことに、女性を育てる担当者があまりにも少ないことが明らかになった。女性を育てる担当者の有無では、公民館で4.3%、生涯学習関連施設では1.8%であり、女性関連施設においても11.4%と少なかった。
- ・ 従って、地方再生のための地域の人材が眠ったままになっているともいえる。ボランティア活動、起業を支えるため、行政ではネットワーク機能、インキュベータ機能、エンパワーメントのための企画段階からの参画、人材育成（公民館、生

生涯学習関連施設)に注力すべきであろう。

- ・ すなわち、育てる人とつなぐ人、育った人が育てる人、・・・という自己組織的なシステムの展開が重要である。
- ・ 「あの地域にはあの人いたから」では限界がある。後継者つくり、システムつくりには受講生の自発的な、そして行政側の押し付けでない、支援的な発展が望まれる。

⑥行政との連携、イコールパートナーシップ

- ・ 事例研究では、すべて公的機関(公民館、生涯学習関連施設等)が実施した講座が契機となっている。その中には「公民館職員の一言の重要性」もある。自主的・自発的な社会活動・起業には、生涯学習に関わる行政職員の姿勢が問われる。行政との連携、イコールパートナーシップを、地域特性に応じて供給サイド(行政)、需要サイド(受講者)ともに模索していく必要がある。
- ・ 地形的に広範囲の管轄を持つ施設では、講座の受講者に偏りがないように、出前講座の開催など、広く管内を網羅すべきである。受講したくても、施設に通うまでに時間がかかり、参加できない女性もいる。そのための拠点として、教育機関やNPO団体との連携による、公開講座などの開催やIT技術の活用も有意義である。

⑦学習サークル・起業の立ち上げ方

- ・ 事例で社会活動や起業などに成功したパターンは、メンバーは最初は2人から5人くらいの少人数で立ち上げ、徐々に立体的に立ち上げる(合意形成過程が重要)というモデルが多い。その後自己組織的に意欲のあるメンバーを加えていき、実績を評価されるようになれば、行政や他の生涯学習関連施設などとの連携、他のグループとの情報交換が可能となる。

⑧世代間・性差の意識のギャップにこだわらない

- ・ しばらく専業主婦をしていた若年層を取り込み、うまくまとめていけるリーダーの必要性が研究委員会で明らかになった。例えば「リエゾン」(事例)では、メンバーの高齢化はあるものの、フラットでゆるやかな連携を意識し、女性の潜在的能力を発掘、養成している。
- ・ また「きらめき女性塾」(弘前市)ではもともと男女共同参画意識が高く、モ

チベーションの高い人が多かった。このように組織運営において、世代間・性差にこだわらない組織運営が結果的に地方再生の原動力となることを忘れてはならない。

⑨「ノルマと賞賛」がキーポイント

- 筆者は公民館等施設の自己評価に関する研究に3年間携わった⁽¹⁹⁾ことがあるが、公民館活動が活発なところほど公民館職員は不満であり、職員が現状に甘んじていられないという結果が得られた。換言すれば、職員の意識が高く成熟度、意欲が高いほどさらに上のフェーズを求めていいるといえる。そのためには、ノルマ（やるべき仕事）だけでなく、モチベーションをもたらす上で職務に対する評価や賞賛が社会還元型学習に大きな意味をもたらすと考えられる。

キックオフの段階では自己実現型学習でもかまわない。それが社会還元型学習へと展開していくことが望まれる。地方再生の人材を育成するために必要なことは、真の意味での男女共同参画型社会の具現化と、それを評価するシステムの構築であろう。

女性のM字型就労構造を嘆くばかりでは、現状を打破することはできない。むしろ、自己肯定的な女性たちが、育児・介護・国際交流など多様な分野で活躍できる人材基盤は我々の意識改革の中にあり、そのことが潜在的な人材を発掘し、結果的に地域活性化につながるものと考えられる。

4. 学習成果の活用を支援する政策へ

あらゆる政策においてその「評価」は重要視されている。公共事業の見直しはその最たるものである。40年前に都市計画決定されたものが中途半端なままである事業も数多い。しかしその妥当性、客觀性、必要性、具体性、現実性、明確性、説得性を確保すべく最大限努力しなければならない。生涯学習政策や個別事業、生涯学習の成果についても同様である。前節3では、主として女性の生涯学習とその成果の還元について考察したが、ここでは指定管理者の法制化（事業者に対する「評価」を前提とする）について触れ、最後に学習者の立場から、学習成果を評価し還元していくため学習プログラムについて、企画から実践・修正へと発展段階を追って提

(19) 文部省委嘱研究「公民館の活性化に関する研究」報告書、1991～1993年度。

示したい。

4.1 指定管理者制度の法制化

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年度法律第81号、平成15年6月公布、9月施行）により、「公の施設」については、従来の地方公共団体の出資法人に限定して管理を委託する制度から、出資法人以外の民間事業者を含む公共団体が指定する者（「指定管理者」）が管理を行う制度に転換した。この指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（総務省通知）である。

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第244条）とされている。公民館、社会教育館、保育園、体育館、図書館など様々な施設がこれに該当する。今回の地方自治法の改正により、公の施設の管理については、指定管理者制度を適用するのか、直営で（個別に業務の一部委託を行って）管理をしていくのか選択するということになる。また、改正法の経過措置が終わる平成18年9月1日からは、従来型の管理運営委託ができなくなる。

4.2 指定管理者の評価

この制度に静岡市などでは戸惑いを見せているが、筆者が関わっている足立区、豊島区などでは民間も含めて、指定管理者制度を適用する方向で動きが急である。教育委員会で9社程度にプレゼンテーションさせるなど、「指定管理者」の評価をしなければならない。

例えば豊島区では、コミュニティ振興公社から段階的に民間への移行を考えているが、これは、現在の社会教育館に配置されている社会教育指導員など専門職がいなくなってしまうことを意味する。

従来の公の施設の管理運営委託では、受託主体は「公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（2分の1以上出資等）に限定」されていたが、指定管理者制度では「法人その他の団体」であって、法人格は必ずしも必要ない（ただし、個人は

不可)。法的性格は「公法上の契約関係」から「管理代行」委任となり、極端な話をすれば人材派遣業でも請け負うことができる所以である。現場では、ビル管理会社と民間カルチャーセンターがその対象になり、民間セクターでは集客の少ない人権教育などは実施されないのでないか、といった危惧もある。

指定管理業者は毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し、事業報告書の提出が義務づけられている（法第244条の2第7項）が、現段階では地方自治体は、その指定管理者の手続きに関する条例づくりに追われており、教育の現場では「質の担保」が可能な指定管理者の評価の手腕が問われているのである。

ただし、指定管理者制度は業務委託に比べ、法制度上、選定手続きの公正性・透明性を担保する手続きが設けられており、住民への説明責任も果たしやすい仕組みになっているという見方から、原則として指定管理者制度を適用することを基本と考えている練馬区のような例もある。

4.3 生涯学習の評価と社会的還元のための学習プログラム

平成3年の中央教育審議会答申では、「わが国の学歴偏重の弊害を是正するためにも、様々な生涯学習の成果を広く評価し、活用していくことが重要であり、来るべき生涯学習社会にふさわしい評価の体系を作っていくことが必要であろう」とし、また平成11年の生涯学習審議会答申では、「学習成果の活用－生涯学習の成果を活かすために」として①地域社会の発展に活かす、②ボランティア活動に活かす、③個人のキャリア開発に活かす、の3点をあげた。このように、学習成果の評価と還元は重要視されている。

学習成果の評価と活用のための政策を挙げてみよう。

- 学習成果を評価する多様な仕組みの整備
- 一定水準以上の学習成果を評価し、学校の単位に転換する仕組みの拡充
- 学習成果の社会での活用
- ボランティア活動の社会的評価：学校教育、学校外教育
- 学習成果の活用についての調査研究の実施

生涯学習の社会的評価の実態は、作品・展示会、発表会や学習のための集会、祭りやフェスティバルなど発表の機会や、スポーツ競技会、コンテストやコンクール、

検定などの試験などである。また、学習者自身による自己評価もある。学習者にとっての評価のはたらきは、①学習への動機づけ、②達成的評価、③経験を深める、④人と共に生きることを学ぶといったことが挙げられる。

このようにして学習した成果を社会的に還元するための学習プログラムを提示してみたい（図4）。

図4 学習プログラムの発展段階（企画／実行／修正）

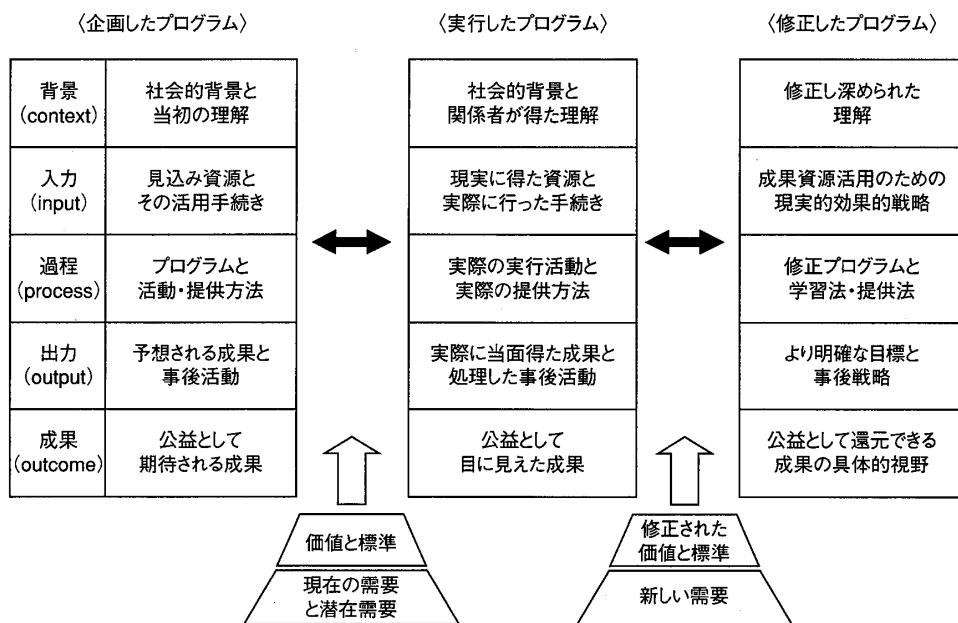


図4は、学習プログラムの企画段階から実践へ、実践段階から修正したプログラムへと、発展段階を追って示したものである。企画段階では、社会的背景と当初の理解が、実践段階ではその社会的背景を関係者が理解し、新しい需要に基づく修正された価値と標準さらに発展段階では修正し深められた理解へ進む（背景、context）。同様にして、見込み資源が現実に得た資源となり、その成果と資源活用のための現実的効果的戦略へと進む（入力、input）。そして、企画されたプログラムと活動を実際に提供することにより新たなプログラムと学習法へと進化する（過程、process）。さらに予想される成果から実際に当面得た成果を、より明確な目標と事後戦略を打ち立てるよう発展する（出力、output）。そして、企画段階では学習成果が公益とした期待されたものが、公益として目に見えるものとなり、さらに新しい需要によって公益として社会に還元できる成果の具体的視野が広がっていく

(成果, outcome)。

これらの学習プログラムは、新しい学習需要を喚起しながら、修正された価値と基準のもとで自己組織的に進化・発展していくのである。